

## 令和2年2月 湖南省定例教育委員会 会議録

■開催日時 令和2年2月14日(金曜日) 午前9時から午前10時31分まで

■開催場所 湖南省役所西庁舎2階 教育委員会室

### ■会議案件

日程第1 報告第6号

湖南省教育委員会の経過について

日程第2 報告第7号

後援・共催名義の使用承諾について

(1) 冬季強化練習会(後援)

(2) 甲西吹奏楽団第48回定期演奏会(後援)

日程第3 報告第8号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第9号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第10号

令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第6 報告第11号

退職・転出教職員離任式、辞令交付式・転任教職員就任式について

日程第7 報告第12号

令和2年度湖南省立図書館の休館日について

日程第8 議案第6号

後援・共催名義の使用承諾について

(1) BATON2020(後援)

日程第9 議案第7号

第3次湖南省子ども読書活動推進計画(案)にかかるパブリックコメントへの回答について

日程第 10 議案第 8 号

湖南省学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について

日程第 11 議案第 9 号

第 2 期湖南省教育振興基本計画（案）について

日程第 12 協議事項

（1）令和元年 4 月定例教育委員会の開催日程について

（2）その他

■ 会議に出席した委員            谷 口 茂 雄  
   岩 城 見 一  
   森 本 ゆかり  
   伊 藤 真 昭  
   古 川 美智子

■ 会議に欠席した委員            なし

■ 会議に出席した事務局職員        8 名

■ 会議を傍聴した人                なし

## ■会議内容

### ○日程第1報告第6号 湖南省教育委員会の経過について

提出資料に基づき報告第6号、湖南省教育委員会の経過について報告する。

報告第6号、湖南省教育委員会の経過報告について報告いたします。1月26日から本日2月14日までの報告です。

1月30日、教頭二次面接事前指導をしております。

2月4日には、県教職員組合との人事交渉、2月12日には、第4回目の県教育委員会の人事ヒアリングを行いました。2月17日にも人事ヒアリングを予定しています。

5ページ以降が、2月12日に行われた校長会資料になります。重要な部分のみ説明いたします。

まず6ページ、「プロフェッショナルとしての働き方改革」の中に文部科学省の働き方改革の資料を示しています。この中に湖南省の取組が紹介されていたので、情報提供をしています。また、働き方改革の成果指標として、岩根小学校からの指標の提出がありましたので追加しています。

続いて9ページ、キャリア教育の部分です。キャリア教育の一例として、会社見学・工場見学・職場体験学習を示していましたが、これだけではキャリア教育の幅が狭くなりますので、見え消しをしました。8ページには、キャリア教育に関する5つの誤解を示しています。特に誤解1つ目、「キャリア教育は職業観育成教育」。正しくは、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通し、キャリア発達を行う教育です。また誤解3つ目、「キャリア教育は職業教育」ではなく、自分が将来どのように社会に参画していくかという、将来社会での自分の姿を思い描かせることが重要です。主権者教育とともに連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

次に12ページ、主権者教育です。地域の方や議員の活動において、子どもたちの意見を聞きたいという声が多く、学校長が判断しやすいよう基準を設けました。「議員や地域の大人が自分たちの要望を通すために子どもの意見を利用する」はだめであり、「子どもが、自分たちの考えの実現を目指して市長や教育長、議員や地域の役員などに意見を伝える」ことは良いと示しています。

続いて13ページ、リトル防災士（仮称）ですが、これは来年度事業として進めたいと考えているところです。講座内容は、資料49ページのとおりです。

また、「令和2年度教育方針（案）」の熟読を各学校に求めています。昨日、議会事務局に提出しましたので議会において私から説明いたします。

次に15ページ、教育委員と地域の方々・教職員との懇談会ですが、本日岩根小学校から案内状が届いておるかと思いますが、3月4日（水）の19時からとなります。この日はコミュニティ・スクール活動報告会も行われます。都合がございましたら、委員の皆さまの出席をお願いしたいと思います。

16ページ、12月議会での主な質問と回答、とありますが1点のみ説明いたします。

資料 58 ページ、避難所指定されている小中学校が土砂警戒区域に指定されているところもあるがどうか、というご質問でした。土砂災害・浸水想定区域等一覧は各校長に配布し、確認いただきました。質問の回答内容は資料のとおりです。

最後に 62 ページ、政府が急に打ち出しました「G I G A スクール構想」です。湖南省としても、この政府の構想に合わせて取り組んでいきます。湖南省の進め方は資料のとおりです。まずは、校内通信ネットワークの整備から行っていきます。以上、簡単ではありますが教育委員会の経過報告とさせていただきます。何かありましたら、ご質問等お願いいたします。

#### (質疑、意見等)

委員 ネットワーク整備はいつ頃できる予定なのでしょうか。

教育長 できるだけ早く進めたいと担当は考えています。しかし、LAN 整備の際 10G ps での高速通信を見据えた LAN の工事をできる業者が少ないのです。既にそのような LAN 整備ができていない学校もありません。

事務局 この「G I G A スクール構想」はこのまま進むかどうかわかりませんね。市長会からも国に対して反論されていますし、地方の財政負担がかなり大きいのですし。

教育長 最も大きな問題は、導入したタブレットの更新時期にも大きな費用を要することです。これは各地方自治体負担となっていますので、市長会は国との交渉で反発しているのです。

委員 災害が起こった際の小中学校の備蓄はどのくらいされているのでしょうか。下田小学校で児童 1 回分程度の水しか備えられていないという話が出ておりましたが、どうなのでしょうか。

事務局 その地域の防災倉庫が学校に置かれているだけかとは思いますが。

教育長 そうですね。給食は何食分あるのでしょうか。

事務局 救急カレーは、全校生徒の 1～2 日分はあるかと思えます。

教育長 湖南省内の小中学生を仮に 4500 人とすれば、2 日分だと約 9000 食ですね。そんなにあるのでしょうか。教育委員会としては、どれくらいあるのかについては、把握しておくのがよいでしょう。災害時の備蓄は教育委員会ではなく、危機管理・防災課で進められていますが、学校は児童だけが避難してることが想定されていないと思えます。

委員 自校式の給食設備は災害時に活用できるものなのでしょうか。

事務局 石部南小学校と石部中学校にあります。使える状況ではありません。お金をかけて管理を続けていないと使えませんので、使うことは難しいです。また、機材は素人の方が使えるものではないので、実際使えるようにしていただいても、避難された方が機材を活用することも難しいと思えます。

教育長 学校ですと家庭科室を使うのが現実的だと思いますね。

事務局 避難場所に指定されていることは少ないですが、保育園と認定こども園は自園給食をしていただいていますので、現在も設備がございます。

- 委員 災害時の学校の問題は、コミュニティ・スクールや自治会を中心に訓練等、いろいろな形で進められているのではないのでしょうか。
- 事務局 災害時は、まず地域に主導してもらわないといけませんしね。校長・教頭は遠くに住んでいる場合もありますし、災害時はすぐに来られません。でするので、学校を開ける鍵も地域が持っておられます。教育委員会に置いてあり、事務局職員が鍵を持って下田小学校まで向かうには、かなり時間がかかってしまいますので。
- 委員 菩提寺北小学校では、CS理事の方が中心となり防災訓練や宿泊もされていきましたね。
- 教育長 そうですね。このリトル防災士を考えたのもこれが要因です。実際、学校が避難場所になった際、どこに何があるのかを1番知っているのは子どもたちです。自覚的に動ける子どもたちを育てる目的でリトル防災士を考案しました。中学校では1・2年生、小学校は5・6年生対象と考えています。リトル防災士になった人が次年度の講習会の補助に入るなど、継続できるような取組を考えています。
- 委員 各学校では危険な場所を抱えており、会議の場でCSや自治会でどうにかできないかという話がよく出ています。例えば、菩提寺小学校ですと、校舎北西部の警戒区域など問題になりそうな箇所がありますが、こういった危険箇所に対して何かされる予定はあるのですか。
- 教育長 教育委員会主導で何かしようとは考えていません。
- 事務局 各学校において避難計画や防災マニュアルは整備されています。ですが、浸水するので地盤をあげましょうとか、土石流を防ぐ壁をつくりましょうといった検討は進んでおりません。
- 委員 そうなんですね。この資料を見ますと、どこの学校も問題を抱えていることがよくわかりました。
- 委員 子どもたちへの伝達はどのようにされているのでしょうか。自分たちが通っている学校の危険箇所はどのように教えられているのでしょうか。
- 教育長 それはわかりません。資料として出したのは先週の校長会が初めてですし、指導方法までは聞いておりませんでした。各学校でお願いしている部分になります。
- 委員 学校評議委員会で以前にお話を伺った際、校長先生は、例えば大雨のときは校舎の北側は崖崩れのおそれがあるから行かない、といったことを徹底して伝えていくとおっしゃられていました。
- 教育長 資料を見ていますと、水戸小学校に浸水想定がありますが、ほんとにそうなのか疑問に思うところもありますね。水戸小学校が浸水すれば、周りの民家もすべて浸水することになりますし。
- 委員 そうですね、びっくりしました。茶釜川からも高くなっていますし。
- 教育長 他にありませんか。ないようですので、報告第6号を承認することについてよろしいですか。

各委員            — 全員承諾 —  
教育長            それでは報告第6号について、承認することといたします。

○日程第2報告第7号 後援・共催名義の使用承諾について

提出資料に基づき報告第7号、後援・共催名義の使用承諾について説明する。

- (1) 名称 冬季強化練習会（後援）  
主催 滋賀県中体連バスケットボール専門部  
期日 令和2年1月24日から25日  
会場 湖南市総合体育館
  
- (2) 名称 甲西吹奏楽団第48回定期演奏会（後援）  
主催 甲西吹奏楽団  
期日 令和2年5月24日  
会場 あいこうか市民ホール

（質疑、意見等）

教育長            何かありますか。特にないようですので、承認することについてよろしい  
ですか。

各委員            — 全員承諾 —  
教育長            それでは報告第7号について、承認することといたします。

○日程第3報告第8号 市内児童生徒の問題行動について

提出資料に基づき報告第8号、市内児童生徒の問題行動について説明する。

非公開

（質疑、意見等）

教育長            承認することについてよろしいですか。

各委員            — 全員承諾 —  
教育長            それでは報告第8号について、承認することといたします。

## ○日程第4報告第9号 市内児童生徒の交通事故について

提出資料に基づき報告第9号、市内児童生徒の交通事故について説明する。

**非公開**

### (質疑、意見等)

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第9号について、承認することといたします。

## ○日程第5報告第10号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

提出資料に基づき報告第10号、令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について説明する。

**非公開**

### (質疑、意見等)

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第10号について、承認することといたします。

## ○日程第6報告第11号 退職・転出教職員離任式、辞令交付式・転任教職員就任式について

提出資料に基づき報告第11号、退職・転出教職員離任式、辞令交付式・転任教職員就任式について説明する。

資料 83 ページをご覧ください。3月31日(火)午後1時から西庁舎3階大会議室において、退職・市外へ転出される先生の離任式を行います。教育委員の皆さまには出席をお願いいたします。また新年度につきましては、4月1日(水)午前10時30分から、新規採用教職員辞令交付式・市外から転入された先生方の就任式を同じく西庁舎3階大会議室で行います。こちらもお出席の方、よろしく申し上げます。

### (質疑、意見等)

教育長 年度末・年度初めとよろしく申し上げます。特にないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第 11 号について、承認することといたします。

### ○日程第 7 報告第 12 号 令和 2 年度湖南市立図書館の休館日について

提出資料に基づき報告第 12 号、令和 2 年度湖南市立図書館の休館日について説明する。

資料は 85 ページからになります。89 ページには、4 月～3 月までの甲西・石部図書館の休館日についてカレンダーにしております。

まず、資料 88 ページをご覧ください。条例・規則における週休日は、甲西図書館は月・火曜日、石部図書館は火・水曜日と定められています。火曜日は両館の休館日が重なってしまいますので、現在石部図書館は水・木曜日を休館日として運用しております。1 年間を通じて運用することは、来年度が初めてになりますので、年間を通じて市民の方々にとって支障なく使ってもらえるのか検証したいと考えています。ですので、来年度においても石部図書館の週休日は水・木曜日としたいと思えます。また、年末年始や祝日との関係で連続休館になってしまう部分については、基本的に甲西・石部図書館、どちらかを開館する形にし、こちらのカレンダーを作成しました。

加えてもう一点、甲西図書館は来年度大規模改修を行う予定をしています。振動や大きな音、足場を組みますので駐車場等が使えない状況が出てきます。そのことを踏まえ、例年ですと 5・6 月に蔵書点検で長期休館をしていますが、その工事が秋から冬になる可能性が高く、年間に長期休館が 2 回あることも良くないと考え、工事の際に蔵書点検をしたいと思っています。また例年ですと、石部図書館の蔵書点検は 1・2 月に実施していますが、両館とも休館になることは避けたいため、カレンダーには石部図書館の蔵書点検期間も示していません。今説明したことを踏まえ、図書館カレンダーを作成し配布したいと思えます。以上でございます。

### (質疑、意見等)

教育長 石部・甲西図書館の両館に休みがないようにされているのですね。

事務局 月末の木曜日を除き、基本的にはそのようにしています。

教育長 石部図書館の休館日の試行は今もしていますが、その分析はまだできていないのですね。来年度中に分析結果を出すということでしょうか。

事務局 はい、そのつもりです。

委員 最終的には、条例・規則を変えていくということですね。

事務局 はい、そのように考えています。

教育長 他にありますか。特にないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第12号について、承認することといたします。

### ○日程第8議案第6号 後援・共催名義の使用承諾について

提出資料に基づき議案第6号、後援・共催名義の使用承諾について説明する。

- (1) 名称 BATON2020 (後援)
- 主催 株式会社ガモウ関西
- 期日 令和2年3月23日
- 会場 滋賀県立芸術劇場びわこホール
- 趣旨 美容業の楽しさと素晴らしさを広め、滋賀の美容師の社会的地位向上と湖南市の美容文化の発展と振興に資することを目的に開催する。

事務局としては、一企業の営業活動に資することへの恐れ、また湖南市教育との関連性の低さを考え、不承認とすることを提案いたします。

### (質疑、意見等)

教育長 そうですね。教育委員会後援が必要である意図がわかりません。

教育長 他にありますか。ないようですので、審議結果につきまして、異議なしと認め、議案第6号について可決することとしてよろしいですか。

各委員 ー 全員異議なし ー

教育長 異議なしと認め、議案第6号を可決いたします。

### ○日程第9議案第7号 第3次湖南市子ども読書活動推進計画(案)にかかるパブリックコメントへの回答について

提出資料に基づき議案第7号、第3次湖南市子ども読書活動推進計画(案)にかかるパブリックコメントへの回答について説明する。

11月22日の定例教育委員会において説明させていただき、1月10日～31日までパブリックコメントを実施いたしました。意見は1名から7件届いております。詳細は本日配布した資料になります。7件のうち原案を修正するものが1件、反映でき

ないものが6件という形で回答を予定しています。詳細について簡単に説明させていただきます。

1点目、図書館におけるレファレンスサービスについてです。「レファレンスサービスが事実に関する知識を得るために有効であることを子どもたちに知れるようにする」という趣旨を追加する旨提案いただきました。確かにレファレンスサービスは、図書館のサービスとして非常に重要なものですが、子どもの読書活動の推進において特化すべきことではないと考え、資料のように回答させていただきたいと思います。

次に2点目、「電子図書館の利便性について情報提供を図り、必要に応じて操作方法の説明を行う」という趣旨を追加する旨提案いただきました。確かに電子図書館の可能性についてはますます重要になりますが、子どもの読書活動に特化した部分ではありませんので、資料のように回答させていただきたいと思います。

3点目、「外国籍の子どもや保護者に対して、日本の公立図書館の閲覧・貸出は無料であることを強調してPRしていく」ことを追加する旨提案いただきました。もちろん周知は重要なことですが、図書館運営に関わることであり、子どもの読書活動に特化した部分ではありませんので、資料のように回答させていただきたいと思います。

4点目、指標である「学校図書館における年間新規導入冊数」の設定について、予算に関わることのため修正があるのでと提案いただきました。目標を掲げた意義を説明し、資料のように回答したいと思います。

5点目、指標である「学校図書館を活用した授業実績」の設定について、「学校司書を活用した授業」と変更すべきではないかと提案いただきました。指摘のとおり、「学校司書の活用」と「学校図書館の活用」とが相互に関わり合っていることがわかるよう文言を修正したいと思います。

6点目、現在の湖南省教育は、既成の秩序に子どもたちを「従わせる」という考え方が強固であり、現状では主体的判断能力が養われがたいと考えるため、「個人が抱く主体的な疑問を尊重してその解決に資するような、図書館等でのサービス利用を促す。その際どんな主体的な疑問も尊重される」という考え方の明記を提案いただきました。主体的に判断する力の醸成は学校教育において進めていることですし、資料のように回答させていただきたいと思います。

7点目、「感想の自由」がないことで本嫌いとなる子どもが生まれる旨指摘いただき、「子どもが本を読んで抱くどのような感想も許容され尊重される。『感想の自由』が保障される」という考え方を明記することを提案いただきました。国語科での授業方針等を説明し、資料のように回答させていただきたいと思います。以上でございます。

#### (質疑、意見等)

教育長 23 ページの定義を変えられたとのことですが、必ずしもこのようなのでしょうか。私の時は学校司書がいまないので、自分で工夫して図書館を活用し

て授業を進めていました。それも図書館を活用した授業になるかと思いますが、そういった授業は今はないのでしょうか。本来は、教師だけが学校図書館を活用した授業があっても良いと思います。

事務局 学校司書を活用しているもの、教員自ら活用したもの、を含むことが分かるよう示すということですね。

教育長 そうですね。「湖南省教育は既成の秩序に子どもたち従わせるという考え方が強固であると理解される」と書かれていますが、なぜそのように理解されたのか、意見を出された方に聞いてみたいです。

委員 このように意見をくださることは良いことですね。文章もわかりやすい。

教育長 良いことですしありがたいです。非常によく考えておられるようです。

委員 書きぶりから大学の先生なののでしょうか。参考資料もありますし。

教育長 また、ブラジルの方が図書館サービスを有料と考えていたことが分かったことは非常に大事なことだと思います。湖南省はブラジル国籍の方が多いですし、英語や多言語の本ではなく、ポルトガル語の本を増やして無料だということをPRすれば、ブラジルの方の利用も増えるのではないかと思いますね。そういった視点はありがたいと思います。

教育長 他にありますか。ないようですので、審議結果につきまして、異議なしと認め、議案第7号について可決することとしてよろしいですか。

各委員 ー 全員異議なし ー

教育長 異議なしと認め、議案第7号を可決いたします。

## ○日程第10 議案第8号 湖南省学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(案)の制定について

提出資料に基づき議案第8号、湖南省学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(案)の制定について説明する。

資料107ページをご覧ください。3月議会定例会に、湖南省学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案を提案し議決を求めたいと考えています。現在、湖南省学校給食センターは湖南省立の小中学校・園に対して給食の提供を行っています。令和2年4月から、一部幼稚園・こども園・保育園の民園化に伴って、設置目的を変更するというものです。今、湖南省立幼稚園・保育園・こども園は10園ありますが、そのうちの6園、阿星保育園・三雲保育園・水戸保育園・菩提寺こども園・石部幼稚園・石部南幼稚園が4つの民間事業者によって運営されることとなります。これらの民間事業者に対して、これまで通り学校給食センターからの給食の提供を受けるか希望を募りましたところ、3事業者から4園に対して提供を受けたい旨回答がありました。現在学校給食センターは5800食を提供しています。阿星保育園・菩提寺こども園の提供がなくなるため、令和2年度は13校8園に対して5600食を提供

することになります。湖南省立ではない、私立園についても一部提供することになるため、設置目的の一部を変更するものになります。給食センターの提供食数に若干余裕が出ますので、民営化する園に限定しない書き方にしています。民間事業者が創設した園に対して提供を求められた場合は、検討していく予定をしています。以上でございます。

#### (質疑、意見等)

教育長 先日、私立園の理事長が新しい給食センターが完成した際に、当園も利用できないかと申し込んだが断られたと話しておられ、今は別の給食会社に頼んでいるが、不公平ではないかと聞かれました。当初断られたのは、この条例上の問題があったからですね。

事務局 それもありますが、処理能力の部分もあったかと思います。以前の教育総務課長が回答していた記憶がございますが、小学校・中学校と保育園・幼稚園は異なる給食内容になりますし、現在の給食設備の中で別途その部分を追加することは非常に難しいと説明されていたかと思います。

教育長 その点は聞いておりますが、今は幼稚園・保育園にも提供していますし、同じラインになりますよね。

事務局 現在は、こども園・幼稚園に給食を提供していて、同じラインで調理できるのではないかと、それにも関わらず私立園を断った説明と矛盾するのではないかと、ということですね。

教育長 今民間への提供ができて以前はなぜ断っているのかわからないですね。  
事務局 あくまで湖南省立学校・園の共同調理を行うために建設した施設ですし、以前は設置目的が異なりましたので、断ったのかと思います。

教育長 条例上の問題から断れたということですね。

事務局 今回の条例改正は、公立幼稚園・保育園が民営化されるため、そこに提供できるようにすることを目的としています。私立園は民間ですし、民間の幼稚園・保育園に提供するために建てたものではないという立場で説明してきました。そもそも教育部としては、子育て部局に振り回されております。

事務局 条例の改正案を見る限り、今後は私立園も断れないのかと思います。現実問題として、今後どのように調整していくかが問題になるかと思います。

教育長 条例が改正され、私立園から再度提供の申し出があった場合は、検討するということになりますよね。

事務局 せざるを得ないと思います。

教育長 わかりました、今後の問題も含みながらの条例改正ということですね。よろしいでしょうか。私も、現実的対応として改正せざるを得ないかと思っています。改正すると今のような問題が予想されますので対応が必要ですね。

教育長 他にありますか。ないようですので、審議結果につきまして、異議なしと認め、議案第8号について可決することとしてよろしいですか。

各委員 ー 全員異議なし ー

教育長 異議なしと認め、議案第8号を可決いたします。

## ○日程第11 議案第9号 第2期湖南省教育振興基本計画（案）について

提出資料に基づき議案第9号、第2期湖南省教育振興基本計画（案）について説明する。

本日配布した資料をご覧ください。湖南省教育振興基本計画（案）に係るパブリックコメントを12月24日～1月23日まで実施し、最終日に14件の意見の提出がございました。原案を修正するもの1件、原案には反映できないもの13件という形で回答する予定をしております。詳細について簡単に説明いたします。

1つ目、数値目標に「拉致問題を全小中学校で実施」を追加してはどうかという提案です。2つ目、地域と共に歩む学校づくりの内容に「年1回各中学校区において、教育委員・教育担当部署と地域住民との懇談会を実施」の旨を追加してはどうかという提案です。3つ目、公立図書館の充実について「知る権利を保障する機関として収集方針を公開し、市民の批判と理解を求めて運営する」旨を追加してはどうかという提案です。4つ目、多文化共生教育の推進において、「明示的な言語コミュニケーションを促進すること」を追加してはどうかと提案いただきました。5つ目、主権者教育の推進について、「従属的でない個人を育成すること」を追加してほしいと提案いただきました。6つ目、道徳力を身につけた子どもの育成について、「教育の場で児童生徒が理由なく他者に否定されないようにし、また試行錯誤が許容されるようにすること」「児童生徒が理由なく否定せず、他者の試行錯誤を許容すること」を追加する旨提案いただきました。7つ目、家庭学習支援システムの構築において、「高校生・大学生を地域で支援すること、とりわけ高校生等を含めた学ぶ人のための学習スペースの確保の推進」について追加してはどうかという提案です。8つ目、主体的・対話的で深い学びの充実について、「どのような主体的な疑問も尊重される」という前提を明示する旨提案いただきました。9つ目、計画に付属している用語解説ですが、解説のある用語をわかりやすく表記してほしいという提案です。こちらについてはご意見のとおり変更し、わかりやすい表記にする旨回答しております。10点目、児童生徒への支援・相談体制の充実について、教育部局以外での相談受付を推進したほうがよいと考えるといった意見をいただきました。11点目、児童生徒への支援・相談体制の充実について、「『地域行事への積極的な参加』を呼びかけ、地域とともに子どもを育てる取組を進めていきます」との内容が書かれているが、これを推進しすぎると「地域行事への参加を苦痛に感じる児童生徒が、自尊感情をあげられない、おかしい人間なんだ」と感じてしまう恐れがある、との意見をいただきました。12点目、多様な学習機会の充実において、

「外国出身の方への学びの機会の提供に注力する」という記述の追加について提案いただきました。13点目、人権教育・人権啓発において、「現行の法令・ルールが人権を侵害している可能性を不断に考慮する」という記述を追加する旨提案いただきました。最後14点目、人権教育・人権啓発において、「身近な実例をもとにする」ことを明確にする旨提案いただきました。9つ目以外は計画の修正は行いませんが、資料のとおり考え方を説明し、今後の参考にさせていただくと回答したいと思います。

また、先週2月6日に議会の福祉教育常任委員会で説明しており、その後、一部内容を変更した部分がございますので、報告いたします。6ページ、具体施策ですが、「鍛える学校文化の醸成」から「『自覚して学ぶ』姿の育成」に変更いたしました。

計画策定にあたっては、お忙しい中、教育委員さんからも意見を頂戴しありがとうございました。教育大綱・教育振興基本計画をまとめ、教育振興プランとしてまとめたいと思います。以上でございます。

#### (質疑、意見等)

教育長            これについては、委員の皆さまにも何度も目を通していただき、意見をいただいております。

                  教育委員さんとの懇談会の実施についても意見をいただきましたので、教育方針において内容を盛り込みました。来年度の懇談会については、まちづくり協議会の役員さん等も一緒に教育について語り合えたらいいなと考えております。細かな事業を進めていく上で、いただいた意見は考慮しながら進めていきたいと思っております。

教育長            特にありませんか。ないようですので、審議結果につきまして、異議なしと認め、議案第9号について可決することとしてよろしいですか。

各委員            － 全員異議なし －

教育長            異議なしと認め、議案第9号を可決いたします。

#### 【 その他 】

・ 令和2年4月定例教育委員会の開催日程について

日時            令和2年4月22日（水曜日）午後2時から

閉会            午前10時31分